

初めて利用される方へ

依頼試験・開放機器利用 ガイドブック



岐阜県産業技術総合センター

依頼試験サービス	1
開放機器利用サービス	3
支払手続	5
施設案内	7

本紙では、有料の「依頼試験サービス」、「開放機器利用サービス」の標準的な利用手順について案内しています。他にも「技術相談」、「受託研究」、「各種研修」など、幅広いメニューで産業支援を行っていますので、お気軽にお問合せください。

I 依頼試験サービス

1 依頼試験サービスとは

機械・金属・化学・繊維・紙・電子分野等の製品・部品・材料などについて、当センター職員が分析・計測・評価・設計・加工を行い、試験報告書を作成してお渡しする有料のサービスです。

試験項目は当センターのホームページに掲載していますが、まずはご相談ください。

2 依頼試験サービスの流れ

①相 談 ⇒ ②受 付 ⇒ ③手数料納付 ⇒ ④試験実施 ⇒ ⑤報告書発行

(1) 事前相談

新規の依頼試験のお申し込みにあたっては、「当センターで実施できる試験内容であるか」「試験申し込みの来所日程」等の調整が必要ですので、電話やメール等で事前にご相談ください。

試験内容や担当者がわからない場合は、ワンストップ技術相談窓口（TEL:0575-29-7151、E-mail:info@gitec.rd.pref.gifu.jp）にお問合せください。

(2) 受 付 → 来所が必要です

依頼試験の受付は、試料を持参して来所いただき、試験担当者と試料を確認して、試験内容を決定します。試験内容・日程・試験手数料等について双方で確認し、「試験依頼書」に依頼事項を記入してお申し込みください。試験依頼書は受付に用意してあります。（複写式のため、HPには掲載していません）

試験依頼書受付の際に「依頼試験受付書兼試験報告書等引渡書」をお受け取りください。報告書の受け渡しの際に必要なになります。

(3) 手数料の納付 → 納入通知書による【前納】が必要です

申し込み後に当センターから郵送する「納入通知書」による【前納】をお願いします。手数料の支払い方法は、指定の金融機関での納付に限られ、口座振込や当センター窓口での現金納付はできません。（納付方法の詳細は本ガイドブック5ページの「Ⅲ 支払手続き等について」を確認ください。）

依頼試験はその結果に関わらず、納付された試験手数料は返金できません。

(4) 試験実施

当センターの職員が依頼項目に従い試験を実施し、報告書を作成します。

(5) 試験報告書の発行・お渡し

手数料の納付および試験終了の後に、試験報告書を発行します。当センター窓口「依頼試験受付書兼試験報告書等引渡書」を提示して報告書を受け取ってください。

報告書の郵送を希望される場合は受付時に必要な金額の切手を貼付けた返信用封筒を提出するか、試験を申し込む際に職員に申し出てください（有料）。

試験終了後の残試料は、試験報告書とともに返却します。配送を希望される場合は、試験申し込み時に運送会社の着払い伝票（配達先記入済）をご提出ください。

試験報告書の再発行はできません。但し、複本を別途申請された場合、試験報告書の複本を発行します（有料）。

3 その他

- 試験機器の故障や空き状況等、当センターの都合により試験をお断りする場合がございますので、ご了承ください。
- 試験報告書の内容をカタログ・広告物等に掲載する場合は、事前に当センターまでご相談ください。
- その他ご不明な点は、お気軽に担当者までお問い合わせください。

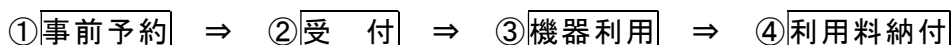
II 開放機器利用サービス

1 開放機器利用サービスとは

県内及び地域企業を主な対象として、当センターの開放試験室の機器を有料で利用いただけるサービスです。機器の操作は利用者が行い、操作説明時やトラブル発生時にのみ職員が対応します。

利用できる機器については、当センターのホームページでご確認ください。

2 開放機器利用サービスの流れ



(1) 事前予約

開放機器利用は全て予約制ですので、電話等で事前にご相談ください。機器担当者と利用の日時を調整します。

利用機器名や担当者がわからない場合は、ワンストップ技術相談窓口 (TEL:0575-29-7151、E-mail:info@gitec.rd.pref.gifu.jp) にお問合せください。

原則として、利用時間は平日の9:00~17:00、1時間単位で利用いただけます。(長時間連続運転する機器、原材料等の消耗品を多く使用する機器等の例外があります)

(2) 受付

予約された時間に来所ください。機器担当者と利用予定時間を打合せの上、「開放試験室設置機器利用申込書」に必要事項を記入してください。利用申込書は受付およびHPに用意してあります。

また、機器が設置されている部屋に入るにはカードキーが必要ですので、あわせて「カードキー貸出票」もご記入ください。

(3) 機器利用

- i. 設備の使用方法が判らない場合は、職員が説明させていただいています。但し、説明時間も利用時間に含まれます。また、初回利用の場合や繰返し説明が必要な場合は、立会いによる依頼試験とさせていただきます。
- ii. 利用開始時に、職員立会いのもと機器が正常に作動するかを確認します。
- iii. 利用者が機器をご利用ください。機器の使用にあたっては、自社の機器と同様に慎重な操作をお願いします。

※使用者の責に帰すべき理由により機器等が損傷した場合は、使用者の責任において修理または損害の補填をお願いします。
※利用者の利用中の災害補填については、利用者が属する関係団体又は利用者が対処し、県はその災害について保証することはできません。

iv. 利用終了時には、機器を利用開始前の状態に原状復帰させて、担当職員までご連絡ください。職員が機器の正常動作を確認して、利用時間を確定します。

v. 測定データの持ち帰り → **利用前に申し出が必要です**

利用者が持参したUSBメモリ等の記録媒体を機器に接続することは禁止しています。無断接続が発覚した場合は、以後の開放機器利用をお断りします。

測定データの持ち帰りを希望される方は、空の記録媒体を持参して、機器利用前に職員にお申し出ください。利用後に職員が持参された記憶媒体にデータのコピーを行います。

vi. 担当職員による機器確認後、カードキーを受付まで返却してください。

(4) 利用料の納付

利用後に当センターから郵送する「納入通知書」による利用料の納付をお願いします。利用料の納付方法は指定の金融機関での納付に限られ、口座振込や当センター窓口での現金納付はできません。（詳細は本ガイドブック5ページの「IV 支払手続き等について」を確認ください。）

3 開放機器利用サービスにおける注意事項

- 利用時間は、当該機器を占有している時間を1時間単位の切り上げで計算します。昼休み等の休憩を取られても時間は除外されません（利用時間に算入されます）。
- 職員の昼休み時間（12:00～13:00）は、原則職員の対応はできません。
- 利用料を納期限までに納入いただけない場合、延滞金が発生します。また、当センターからの請求に応じていただけない場合、以降の開放機器利用サービスは利用できません。

4 その他

- 試験機器の故障や空き状況等、当センターの都合によりご利用頂けない場合がございますので、ご了承ください。
- その他ご不明な点は、お気軽に担当者までお問い合わせください。

Ⅲ 支払手続

1 支払手続について

依頼試験の場合は【依頼日の翌営業日】、開放試験の場合は【利用日の翌営業日】に「納入通知書」を申込書記載の住所に普通郵便で発送しますので、受け取り後お早めに納付してください。

以下のいずれかの方法で納付してください。いずれの方法でも手数料は不要です。

ア 金融機関の窓口で納付

「納入通知書」を金融機関窓口を持参して納付してください。

○ 岐阜県内の金融機関

普通銀行（ゆうちょ銀行を除く）、信託銀行、信用金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所または出張所

○ 岐阜県外の金融機関

十六銀行及び大垣共立銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店

ジャパンネット銀行及び楽天銀行（マルチペイメントネットワークを利用するものに限る。）

イ ペイジーによる納付

納入通知書の発行当日は、ペイジーによる納付はできません。

○ パソコン、携帯電話からの納付（金融機関とのインターネットバンキング契約が必要です）

納入通知書に出力されている収納機関番号、納付番号を入力し、納付先、納付金額に関する情報（「納付情報」）を確認後、納付してください。

○ ATMからの納付（ペイジーマーク のついたATMからご利用できます。但し、ゆうちょ銀行のATMからは納付できません。）

納入通知書に出力されている収納機関番号、納付番号を入力し、納付情報を確認後、納付してください。

ペイジーに関する詳細は、岐阜県 出納管理課までお問合せください
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1297.html>

2 入金確認について

金融機関で試験手数料等を納付頂いてから、県への入金を確認できるまでに、最短で3営業日かかります。岐阜県外の金融機関は、さらに日数を要します。

依頼試験の実施をお急ぎの場合は、金融機関の領収印が押印されている納入通知書の領収証（コピー可）またはペイジーでの納付が確認できる画面のコピーを窓口にご提示いただくか、FAXにてお送りください。

（FAX 0575-24-6976）

IV 施設案内

1 施設概要

当センターの業務時間は、年末年始を除く平日 8 時 30 分～17 時 15 分です。電話でのお問い合わせも原則この時間内での対応となります。

施設の構成は、受付がある技術開発本部棟（4 階建）及び実験棟 A（2 階建）、実験棟 B（平屋）、実験棟 C（平屋）、実験棟 D（2 階建）、実験棟 E（2 階建）の建物からなります。各建物や技術開発本部棟内の各階への出入りにはカードキーが必要です。技術開発本部棟 1 階の受付にてお申し出ください。

(1) トイレ

技術開発本部棟各階（E V ホール横）、実験棟 A 2 階、実験棟 C、実験棟 D 1 階（男女共用）、実験棟 D 2 階（男性用）、実験棟 E（男女共用）にあります。実験棟 B および実験棟 A 1 階にはトイレがありませんので、お近くのトイレをご利用ください。

(2) 自動販売機

飲料の自動販売機は技術開発本部棟 1 階ロビー（受付の前）にあります。

(3) 館内電話

館内の廊下に P H S と内線電話番号表が設置してあります。職員への連絡にご利用ください。



施設配置図

2 施設利用上のご注意

(1) 土足禁止

技術開発本部棟、実験棟 A 2 階、実験棟 D、実験棟 E は土足禁止です。上履きのご用意か備え付けのスリッパをご利用ください。

本部棟 1 階の一部および実験棟 A 1 階、実験棟 B、実験棟 C は下履きのままご利用ください。

(2) カードキー

施設への出入りにはカードキーが必要です。開放機器利用サービスの受付の際に「カードキー貸出票」をご記入ください。

カードキーの枚数の都合上、複数名での施設利用の方も原則 1 枚の貸出となります。

(3) 立入禁止

利用機器が設置された部屋以外の部屋への立ち入りはご遠慮ください。他の部屋に設置された機器を見学されたい場合には職員にお申し出ください。

(4) 施設内での飲食

建物内は所定の場所以外での飲食は禁止です。

技術開発本部棟 1 階ロビーでの休息時の軽い飲食及び昼休み（12:00～13:00）の食事は可能です。その他の場所での飲食を希望される場合は、職員にお申し出ください。

施設内に食事の提供施設（レストラン、売店等）はありません。

(5) 敷地内での喫煙

敷地内は所定の喫煙スペースを除き禁煙です。

喫煙スペースは実験棟 C と実験棟 D の中間東側にあります。（前ページ配置図をご覧ください）

(6) 施設見学について

当センターは公設の試験研究機関のため、施設見学を原則受け入れています。機器を利用されている際に見学者が入ることがありますので、支障がない範囲でご協力願います。

(7) 防犯カメラ

施設のセキュリティ・維持管理のため、要所に防犯カメラが設置されていますので、ご承知ください。

(8) 写真撮影

施設内で写真撮影をされる場合は、職員にご相談ください。

アクセス・周辺案内



【アクセス】

○バス

- 岐阜駅から路線バス（岐阜関線・岐阜美濃線）
赤土坂バス停 下車 徒歩約 10分
- 名古屋駅から高速バス（高速名古屋関美濃線）
赤土坂バス停 下車 徒歩約 10分

○鉄道

- 長良川鉄道 関駅または刃物会館前駅
徒歩約 35分
(関駅から赤土坂バス停を通るバスがあります)

○自動車

- 東海北陸自動車道
関インターより 約 10分
- 東海環状自動車道
関広見インターより 約 15分

連絡先

岐阜県産業総合技術センター

住所 〒501-3265 岐阜県関市小瀬 1288
電話 0575-29-7151(ワンストップ技術相談窓口) / 0575-22-0147(代表)
FAX 0575-24-6976 メール info@gitec.rd.pref.gifu.jp
ホームページ <http://www.gitec.rd.pref.gifu.lg.jp>